

留萌市からのお知らせ ～保護者の皆様へ～

留萌市では、「乳幼児等医療費受給者証」の交付を受けた方が医療機関等を受診した場合に、保険診療適用分の医療費(入院、通院、指定訪問看護)を全額助成していますが、学校や部活動での負傷等に関する制度の利用にあたり、注意点がございしますのでご確認をお願いいたします。

《 学校や部活動での負傷等 で医療機関を受診した・装具等を作成した場合》

スポーツ振興センターの災害給付金を申請できます。

一旦、会計時に自己負担額を医療機関にお支払いしていただき、学校を通してスポーツ振興センターの災害給付金を申請してください。

【禁止事項】 必ずお読みください。

上記の申請を行う場合、市の受給者証を医療機関窓口に表示する事は禁止します。

※自己負担(3割)分が1,500円未満で、スポーツ振興センターの災害給付金の対象とならなかった場合については、留萌市より自己負担分を払戻しいたします。

■学校や部活動以外での負傷等で受給者証や保険証を出さずに } 受診した
装具等を作成した 場合

⇒ 医療費を払い戻しいたします。市役所 1 階 2 番窓口申請をお願いいたします。

◆手続きに必要なもの

- ・領収書(受診日の翌月から2年以内)
- ・保護者等の口座のわかるもの
- ・印鑑(シャチハタ以外)

※保険証を出さずに受診した場合、治療用装具等を作成した場合は、

必ず **健康保険での給付を受けてから** 申請してください。

■上記に関するお問い合わせ

市民健康部市民課保険給付係 ☎0164-42-1805 (内線 144)